

特定機能病院の看護職員の配置標準について

## 特定機能病院に係る看護職員の人員配置標準の引上げについて（案）

【社会保障審議会医療部会の意見（平成17年12月8日社会保障審議会医療部会）（抄）】

### Ⅱ 4. 特定機能病院

看護職員の人員配置標準について、医療安全の推進を図る観点から、特定機能病院に係る入院患者数に対する基準を引き上げる。

#### 【対応方針（案）】

- 昨年末の医療部会の意見書において、特定機能病院に係る看護職員の人員配置標準を引き上げるという方針とされたことを受け、特定機能病院における手厚い看護職員配置の必要性、現在すべての特定機能病院において「2：1」は満たしている状況等を踏まえ、本年4月1日より現行の「2.5：1」から「2：1」に引き上げることとしてはどうか。
  
- その上で、特定機能病院に係る看護職員の人員配置標準については、特定機能病院制度の在り方について医療施設体系の在り方に関する検討会（仮称）における検討事項の一つとされていることから、平成18年度診療報酬改定において急性期入院医療について「1.4：1」相当の基準が新設されたことも踏まえつつ、当該検討の中で、さらに検討することとしてはどうか。

## 特定機能病院における看護職員の配置状況

### ○ 特定機能病院の業務報告より(平成17年10月)

入院患者数 対 看護職員数 (外来標準数を除く)

2. 0:1を満たす施設数	80施設 (全施設)
1. 5:1を満たす施設数	62施設
1. 5:1を満たさない施設数	18施設 (常勤換算で約200名不足)
1. 4:1を満たす施設数	41施設
1. 4:1を満たさない施設数	39施設 (常勤換算で約1,100名不足)